

令和7年度

旭川農業水利事業

大戸川頭首工旧堰撤去（その2）その他工事
特別仕様書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

旭川農業水利事業大戸川頭首工旧堰撤去（その2）その他工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、国営旭川土地改良事業計画に基づき、大戸川頭首工旧堰（以下「旧堰」という。）を撤去するものである。

2 工事場所

秋田県横手市下境地内他

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 一般

河川名：一級河川、雄物川水系 横手大戸川
流域面積：41.4km²
計画洪水量：180m³/s （計画高水位 HWL38.840m）

(2) 工事概要

ア 撤去工

コンクリート構造物取壊し工	1 式
取水ゲート撤去	1 門
旧管理室建屋撤去工	1 式

イ 護岸工

地盤改良工	A=124m ²
矢板護岸工	L=70.8m
法覆護岸工	A=663m ²
堤防整備工	1 式

ウ 場内整備工

1 式

エ 農地復旧工

耕起復旧	A=17,272m ²
------	------------------------

オ 仮設工

1 式

4 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

かんがい用水の取水期間及び河川法上の許可条件に基づき、本工事は、次のとおり施工しなければならない。

(1) 河川内工事は、非出水期である10月1日から翌年3月10日の期間で実施するものとする。

(2) 旧堰上流に位置する大戸川頭首工左岸取水口から、農業用水は5月6日から9月7日まで、水路維持用水は9月8日から翌年5月5日まで取水しており、本工事の施工においてこれに支障を与えないものとする。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等129日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和7年6月16日から令和8年3月10日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和7年6月15日まで)

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記工期の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

4 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置するものとし、氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、礫質土、粘性土及び有機質土を想定している。

2 関連工事等

本工事に関連する工事及び業務として下表のとおり予定しているので、監督職員及び関連する工事及び業務の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工事・業務名	施工時期	概要
三の堰水路(その3)工事(仮称)	令和7年6月～令和8年3月 (予定)	仮置土の流用・搬出
河川協議資料作成その他業務(仮称)	令和7年4月～令和8年3月 (予定)	旧管理室アスベスト調査の実施

3 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 濁水処理対策

ア 仮締切内工事に伴う排水については、ポンプ排水としており、ポンプ排出先に水槽を設置し、無機凝集剤及び高分子凝集剤による濁水処理を実施するものとするが、水質調査結果によりこれにより難しい場合は、濁水処理対策について協議の上変更対象とする。

イ 仮締切内工事の実施前及び実施中に、下記項目について水質調査を実施し、監督職員に報告するものとする。なお、地盤改良に使用するセメント系固化材は六価クロム溶出量低減型を使用すること。

(水質調査項目)

・水素イオン濃度 (PH)

・水中浮遊物質 (SS)

(3) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習終了、指定講習または基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員の配置は、別紙-2及び下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
主要地方道横手大森大内線 (県道進入口地点)	1名/日	1名	昼間	無
市道黒川田ノ植線 (工所用道路(右岸)入口)	1名/日	1名	昼間	無

(4) 交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障を来さぬように、受注者の責任において維持管理に努めなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

なお、旧堰左岸への工所用車両の進入に当たっては、秋田自動車道の高架下(内空幅4.0m、高さ4.5m)を通過することから、高架との接触を防止するための対策を講じるものとし、その内容について事前に提出の上、承諾を得るものとする。

4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-44に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

なお、主要地方道横手大森大内線(県道進入口)の占用に係る協議は完了しているが、工事完了後の復旧方法については協議実施中であり、復旧工を変更追加する場合がある。

5 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-36及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 工所用道路等

(1) 県道進入口

図面に示すとおり、主要地方道横手大森大内線からの進入口はアスファルト舗装となっており、使用に当たっては、事前に写真等により路面状況を整理のうえ、監督職員に報告するものとする。

なお、善良な道路使用にもかかわらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 現場搬入路

市道下根田谷地釜蓋線、塚堀上根田線、黒川田ノ植線を現場搬入路として利用することとしており、一般の通行に支障を来さないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

なお、善良な道路使用にもかかわらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 工所用道路

受注者は、図面に基づき工所用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

2 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地

ア 建設発生土受入地は次に示す箇所とし、搬出予定量は下表のとおりである。

名称	地先名	搬出予定量	摘要
(有) 渡部工業	横手市大沢字上片倉	8,200m ³	

イ 指定の受入地で、建設発生土の受入れが難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(2) 発生土（搬出）

ア 本工事では、右岸仮設ヤードの仮置土を他工事へ搬出する予定であり、その予定量等は下表のとおりである。

工事名	搬出期間	搬出予定量	摘要
三の堰用水路（その3）工事 （仮称）	令和7年 10月～11月	580m ³	砂質土
蛭野・角間川地区 かんがい排水工事（仮称） （発注機関：秋田県）	令和7年 10月～11月	2,000m ³	礫質土

イ 搬出土の受け渡し場所は、右岸仮設ヤードとする。なお、三の堰用水路（その3）工事への積込み・搬出は三の堰用水路（その3）工事の受注者が行うものとし、蛭野・角間川地区への搬出については、本工事にて積込みまでの作業を行うものとする。

ウ 搬出に当たっては、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

3 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

位置	排水区分	最大排水量 (m ³ /h)	備考
河川締切内	常時排水	13.2	

4 河川仮締切工（旧堰撤去）

(1) 河川仮締切工については、河川法による一時占用許可施設であり、図面のとおりとするが、現場状況等により構造変更が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。なお、施工前に機械の配置、鋼矢板打込み、撤去等について計画書を作成し提出するものとする。

(2) 河川仮締切りの対象洪水流量及び施工期間における締切水位は以下のとおりとしている。

- ・河川仮締切施工期間：10月1日から翌年3月10日
- ・仮締切洪水量：60.4m³/s
- ・仮締切水位：EL36.80m

(3) 鋼矢板の打設はパイプロハンマ、引抜きは油圧引抜きにより施工する計画であるが、現場条件等により打設及び引抜きが困難と判断される場合、又は架空線との離隔等の安全対策により施工方法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 河川仮締切りに使用する大型土のうは、第7章1に示す右岸仮設ヤードにある大型土のう（計594袋）及び仮護岸工として使用している大型土のう（計63袋のうち18袋を再利用）によるものとする。

(5) 仮護岸工は、本工事にて撤去することとする。

(6) 河川仮締切りにについては、(2)の施工期間内に撤去し、大型土のうについては処分することとする。なお、中詰土と大型土のう袋を分別し、中詰土については第5章2に示す建設発生土受入地、大型土のう袋については第10章3に示す処理施設に搬出すること。

(7) 大雨や洪水等により急激な水位上昇のおそれがある場合は、速やかに作業員及び重機を河川区域外に退避させるものとする。なお、作業時の退避基準については、以下に示すとおりとする。ただし、緊急の場合は、受注者の判断により退避し、作業員の安全を確保しなければならない。

ア 大雨時の対策

秋田地方気象台から横手市に大雨注意報（時間雨量30mm）が発令された場合、速やかに河川内から退避する準備を行う。

イ 水位上昇に伴う退避基準

(ア) 退避基準

降雨時には、横手大戸水位観測所の水位データを確認し、下表に示す警戒水位となった場合、現場の水位流量を随時観測し、クレーン等、退避に大がかりな準備が必要なものについて準備を始める。水位上昇が継続し、以下の退避水位となった場合には作業員と機械を河川外へ退避させる。

(イ) 退避水位・警戒水位

区分	横手大戸水位観測所地点	旧堰地点
退避水位	WL31.80m 以上	WL36.65m 以上
警戒水位	WL31.50m 以上	WL36.35m 以上

5 河川外仮設工

- (1) 仮設ヤード及び工事用道路については、借地及び占用協議済みであり、図面のとおり施工しなければならない。なお、使用に当たっては、これら施設と隣接する農地の営農に支障を与えることがないように留意するものとする。
- (2) 引き堤及びクレーン足場盛土の直下に位置する既設水路については、図面のとおり敷鉄板で養生を行い通水断面を確保すること。
- (3) 右岸仮設ヤード復旧におけるダンプトラック等の走行経路については、図面のとおり敷鉄板で養生を行うこととするが、これにより難しい場合は、養生範囲について監督職員と協議するものとする。
- (4) 使用後は原形復旧を行うものとし、使用前には水路底高、現状撮影など現状把握を行うものとする。

6 除雪工

除雪は降雪深が 10 cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙-2に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙-3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- (5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置きするものとする。
なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 支給材料

1 支給材料

支給する材料は、次のとおりである。

品名	規格	単位	数量	備考
鋼矢板	10H、L=8.0m	枚	10	
鋼矢板	10H、L=9.0m	枚	24	
鋼矢板	25H、L=10.0m	枚	5	
大型土のう	耐候性大型土のう（3年耐用）	袋	594	中詰め土含む

2 引渡し場所

大戸川頭首工右岸側仮設ヤード（秋田県横手市下境地内）

3 引渡し方法・時期

支給材料は、引渡し場所において数量等を確認の上引渡しを行うものとし、その時期は監督職員と打合せの上決定するものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備するものとする。

第9章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 鉄筋コンクリート用棒鋼

SD345 D13

(2) 鋼材

鋼矢板（10H、25H）

(3) コンクリート二製品

ア 連節ブロック 景観配慮型、350kg/m²級

イ 笠コンクリート（10H用、25H用）

ウ 根固めブロック 2t級

エ ボックスカルバート

オ 組立マンホール（基礎ブロック・頂版ブロック）

(4) 石材及び骨材

ア クラッシュラン C-40

イ 再生クラッシュラン RC-40

ウ 割栗石

エ 再生密粒度アスコン 13

(5) コンクリート

コンクリートはレディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度	スランプ	粗骨材最大寸法※	水セメント比	セメント種類による記号	備考
無筋コンクリート	18N/mm ²	8cm	25 (20) mm	65%以下	BB	・調整コンクリート ・現場打ちコンクリート（階段工）
無筋コンクリート	18N/mm ²	8cm	40mm	65%以下	BB	・小口止め（矢板護岸工・法覆護岸工） ・端部止めコンクリート ・法止め基礎工 ・基礎コンクリート
無筋コンクリート	21N/mm ²	8cm	25 (20) mm	55%以下	BB	笠コンクリート中詰め

粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

2 見本または提出資料

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
鉄筋	ミルシート
連節ブロック	カタログ、試験成績書
笠コンクリート	カタログ、試験成績書
根固めブロック	カタログ、試験成績書
連結金具	試験成績書
ボックスカルバート	試験成績書、ミルシート、構造計算書
組立マンホール	試験成績書、ミルシート、構造計算書
ステップブロック	カタログ、試験成績書
法留ブロック	カタログ、試験成績書
帯工ブロック	カタログ、試験成績書
階段横帯ブロック	カタログ、試験成績書
基礎ブロック（門扉、柵）	カタログ、試験成績書
砕石類	試験成績書、粒度分析表
アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書
野芝	産地品質証明書
吸出し防止マット（t=10mm）	カタログ、性能評価報告書
侵入防止柵	カタログ、試験成績書、割付図
転落防止柵	カタログ、試験成績書、割付図
門扉	カタログ、試験成績書
土工用マット	カタログ、試験成績書
遮水シート	カタログ
種子	種子検査報告書・発芽証明書
肥料	品質保証票
コンクリートアンカー用樹脂カプセル	カタログ、試験成績書
コンクリート	配合報告書、試験成績書

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
ボックスカルバート	外観、形状、寸法	搬入時抽出検査

4 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
砕石	C-40	横手市
砕石	RC-40	横手市
敷鉄板	t22×1,524×6,096	横手市
鋼矢板	IV型	秋田市

第10章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 中間技術検査

- ア 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- イ 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- ウ 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- エ 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- オ 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

(3) 河川管理者による検査

河川区域に係る工事の完成部分について、河川管理者による検査を受ける予定である。検査時期及び検査内容については別途監督職員が指示するものとする。

(4) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとし、その費用については、処理量の実績に基づき監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

2 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を使用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン 13	使用工種：舗装工
再生クラッシュラン	RC-40	使用工種：基礎砕石、裏込砕石

なお、舗装材に使用する場合には「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守する。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用方法等について監督職員と協議するものとする。

なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ時間	事業区分
コンクリート (有筋構造物)	(有) ムトウ	大仙市大花町 5-60	8時～17時	再資源化 施設業者
コンクリート (無筋構造物)	(株) 企業さきがけ	仙北市美郷町金沢東根字 西の沢 11	8時～17時	再資源化 施設業者
廃プラスチック (土工用マット、 大型土のう袋)	(株) 羽後環境	秋田県雄勝郡羽後町新 町字大又 20-1	8時～17時	再資源化 施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

(1) 土木工事

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設 仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(2) 建築物に係る解体工事

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等 建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	■手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②屋根ふき材 屋根ふき材の取り外し ■有 □無	■手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③外装材・上部構造部分 外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい 基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤その他 () <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

5 土工

(1) 掘削（堤防部）

ア 堤防の掘削に当たっては、表土 20 cm程度は捨土処分とし、それ以外については、堤防盛土材として再利用するため、左岸仮設ヤードに仮置きするものとする。

イ 掘削土の仮置きに当たっては、ブルーシートで覆い雑草の繁茂を防ぐとともに、周辺農地へ流亡をしないよう適切な措置を講じるものとし、これについては監督職員と協議の上契約変更の対象とする。

(2) 床掘り

ア 床掘りで発生した残土は、河床埋戻材として再利用するため、左岸仮設ヤードに仮置きするものとする。

イ 残土の仮置きに当たっては、ブルーシートで覆い雑草の繁茂を防ぐとともに、周辺農地へ流亡をしないよう適切な措置を講じるものとし、これについては監督職員と協議の上契約変更の対象とする。

(3) 盛土

- ア 河川堤防復旧に当たっては、段切りを行い、巻き出し厚 30 cmによりブルドーザ等により入念に転圧しなければならない。
- イ 河川堤防の盛土締固めは、堤体土砂を安定した状態にするため、土の締固め密度は最大乾燥密度の 90%以上とする。
- ウ 盛土材は、上記（１）アの仮置土及び過年度工事にて左岸仮設ヤードに仮置きした発生土を使用するものとするが、締固め試験等を行い流用の可否について監督職員の確認を受けなければならない。
- エ 盛土材が不足する場合には購入土によるものとし、事前に試験成績書を提出し、承諾を得るものとする。

(4) 埋戻

- ア 埋戻に当たっては、（２）アの残土を流用する計画であるが、不足分については、割栗石（最大径 15~20mm）を使用するものとする。
- イ 割栗石については、下表に示す場所から運搬するものとする。

名称	住所	搬出予定量	摘要
金沢中野揚水機場	秋田県横手市上内阿摩部 50-2	43m ³	

- ウ 場内整備工における埋戻については、一層の仕上がり厚さが 30 cm程度になるようにまき出しを行い、構造物より 50 cmの範囲については振動コンパクタ、その他については振動ローラまたはブルドーザにより、現地盤と同等の締固め密度になるよう締固めなければならない。

6 撤去工

(1) 躯体取壊・撤去

- ア 躯体等の撤去到当たっては、事前に対象施設の寸法の測定を指示する場合がある。
- イ 躯体等取壊しは機械施工によるものとし、河川内に破砕物を残さないよう丁寧な撤去・除去を行うものとする。
- ウ 既設護床工（上流）については、岩塊・玉石の掘削と同程度の作業による撤去を計画している。
- エ 工事施工上の支障となる既設構造物があった場合は監督職員に立ち会いを求め、現地確認を実施した上で事前に撤去数量を監督職員と協議するものとし、監督職員の了解の上撤去するものとする。

(2) 取水ゲート撤去

- ア 取水ゲートの撤去到先立ち、作動油の抜取りを行うものとするが、河川への流出がないよう十分注意して施工しなければならない。
- イ 取水ゲートは、左岸側堤防に配置したクレーン機能付きバックホウにより吊り上げ撤去することを計画している。
- ウ 撤去した鋼材類については、左岸仮設ヤードに運搬するものとし、仮置き場所は別紙ー２に示す位置とする。

(3) 油圧シリンダー撤去

- ア 油圧シリンダーは、上流側エプロンに設置したラフテレーンクレーンにより吊り上げ撤去することを計画している。
- イ 撤去した鋼材類については、左岸仮設ヤードに運搬するものとし、仮置き場所は別紙ー２に示す位置とする。

(4) 既設鋼矢板撤去

- ア 旧堰直下に存在する鋼矢板及び軽量鋼矢板については、計画河床以深 2.0m までガス切断により撤去する計画である。
- イ 撤去数量については、計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。
- ウ 撤去した鋼矢板については、左岸仮設ヤードに運搬するものとし、仮置き場所は別紙ー２に示す位置とする。

(5) 既存杭処理

- ア 旧堰直下に存在する既存杭（中空 RC 杭）については、計画河床以深 2.0m まで取壊す計画である。

- イ 取壊し方法は躯体撤去と同様に機械施工によるものとする。
 - ウ 既設杭の状況を確認し、空洞だった場合は間詰めを変更追加する場合がある。
- (6) 旧管理室機械設備撤去工

ア 対象機器

旧管理室の撤去について、撤去対象機器は下表のとおり計画しているが、これにより難しい場合は、その撤去方法について監督職員と協議するものとする。

機器名	数量(基)	参考重量 (kg)
ユニットパネル	1	300
オイルタンク	1	100
パワーユニット	1	200
手動操作盤撤去	1	100
操作盤	1	500

イ 運搬、仮置き

機械設備撤去工で発生する鋼材は、左岸仮設ヤードに仮置きするものとし、仮置き場所は別紙-2に示す。

(7) 旧管理室建屋撤去工

- ア アスベスト調査については、第4章2に示す業務にて実施する計画である。調査結果は監督職員から報告するものとし、アスベスト建設資材の撤去及び処分に関する追加措置が必要になった場合には、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。
- イ 建屋撤去工で発生する鋼材は、左岸仮設ヤードに仮置きするものとする。仮置き場所は監督職員が指示するものとする。

7 地盤改良工

地盤改良の施工に当たっては、表層混合処理工法（バックホウ混合方式）によるものとし、事前に施工計画書を提出した上で承諾を得るものとする。
改良材投入量は、着工前に現地土による室内配合試験を行い監督職員の承諾を得るものとする。なお、設計時の添加量及び強度は次のとおりであるが、試験結果により、監督職員と協議のうえ設計変更を行うものとする

施 工 場 所	現場改良目標 一軸圧縮強度	セメント系固化材 設計添加量	備 考
矢板護岸前面	qu=100kN/m ²	150kg/m ³	
堤脚水路ボックスカルバート	qu=250kN/m ²	200kg/m ³	

8 矢板護岸工

- (1) 矢板護岸工の施工に当たっては、鋼矢板、根固めブロックの割付図等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- (2) 矢板工
 - ア 鋼矢板打設に当たっては、バイプロハンマによる施工を行うものとし、第7章1に示す支給材料と購入品を使用するものとする。支給材料の鋼矢板については、施工前に打設の可否を判断することとし、その結果により材料が不足する場合は、監督職員と協議の上、購入数量を変更するものとする。
 - イ 鋼矢板頭部の笠コンクリートには二次製品を使用するものとする。
- (3) 根固めブロック工
 - 根固めブロック据付に当たっては、河床の不陸を整形し、吸出し防止マット (t=10mm) を丁寧に敷設しなければならない。なお、吸出し防止マットの重ね代は概ね 10 cm以上とし、固定用ピン等により剥がれないように固定しなければならない。
- (4) 図面に示す範囲についてはセメント系固化材による地盤改良を行うものとする。
- (5) 法止め基礎工
 - ア 法止め基礎工の鋼矢板は、支給材料（鋼矢板（10H、L=9.0m））を現場内で切断し、使用するものとする。
 - イ 鋼矢板打設に当たっては、バイプロハンマによる施工を行うものとする。

9 法覆護岸工

- (1) 法覆護岸工の施工に当たっては、連節ブロックの割付図等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- (2) 連節ブロックの施工に当たっては、不陸整正を行ったうえで、吸出し防止マット(t=10mm)を丁寧に敷設しなければならない。なお、吸出し防止マットの重ね代は概ね10cm以上とし、固定用ピン等により固定するものとする。
- (3) 連節ブロックと鋼矢板護岸との間には、無筋コンクリートによる充填を行うものとする。
- (4) 施工上、法高の調整、屈曲部、隅部の取付等で規格のブロックの使用が不適当な場合は監督職員の承諾を得て、現場打ちコンクリートで施工するものとする。

10 堤防整備工

(1) 芝付

芝付の施工に当たっては、現場において監督職員と施工範囲を決定した後、べた張りにより行うものとする。なお、竹串等により剥がれを防止するものとする。

(2) 種子散布

ア 種子散布に当たっては、現場において監督職員と施工範囲を決定した後、施工するものとする。

イ 散布する種子については、次のとおりとしているが、協議の上変更する場合がある。

100 m²当たり

種子			肥料	保護材	浸食防止材
ススキ	メドハギ	ヨモギ	高度化成	ファイバー	高分子
0.21kg	0.10kg	0.03kg	10kg	10kg	0.1kg

11 場内整備工

(1) 安全施設工

ア 単管防護柵撤去

単管防護柵は図面に示す位置について撤去するものとし、撤去した鋼材類は金沢中野揚水機場に搬出することとする。

イ 転落防止柵設置

図面に示す区間を施工するに当たっては、事前に割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。また、基礎碎石は丁寧に敷均し、十分に締固めるものとする。

(2) 階段工

設置位置は図面に示す位置とし、事前に施工図を監督職員へ提出するものとする。

(3) 柵工

ア 図面に示す区間を施工するに当たっては、事前に割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。また、基礎碎石は丁寧に敷均し、十分に締め固めるものとする。

イ 既設の侵入防止柵との接続部については、監督職員と現地を確認した上で協議することとし、設計変更の対象とする。

(4) 既設構造物撤去工

ア コンクリート構造物の取壊しに当たっては、取壊し前に不可視部等を含めて寸法を計測し、監督職員に報告するものとする。なお、撤去数量については計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

イ 工事施工上の支障となる既設構造物があった場合は監督職員に立ち会いを求め、現地確認を実施した上で事前に撤去数量を監督職員と協議するものとし、監督職員の了解の上撤去するものとする。

(5) 暗渠工

ア プレキャストボックスカルバートの施工に当たっては、事前に割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

イ 据付に当たっては、製品に損傷を与えないよう注意し、高さの調整は原則としてモルタ

ル等で行うものとする。

(6) 舗装工

- ア 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126 リットル/100m²以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。
- イ 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

(7) CBR 試験

- ア 室内 CBR 試験箇所は 3 箇所とするが試験の位置及び時期については、監督職員の指示によらなければならない。
なお、路床の設計 CBR は 4 以上としており、設計変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。
- イ 路床の軟弱な箇所等が発見された場合は、監督職員に報告しなければならない。
なお、この場合必要な CBR 試験や路床改良等の追加を行うことがある。

1 2 仮設工

借地の利用に当たっては、農地内に建設廃材等（砂利等骨材、コンクリート殻、鉄筋、ビニールシート等）が混入しないように、受注者の責任において行うものとする。

第11章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」（以下、「施工管理基準」という。）に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

ア 地盤改良工の施工管理については、以下に示す基準によるものとする。

(ア) 出来形管理

工種	測定項目	管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	測定基準	管理方式
地盤改良工	厚さ T	設計値以上	同左	中心部と端部の 3 カ所で測定する。	施工管理基準様式 3-1 による。
	幅 B	設計値以上	同左		

(イ) 撮影記録による出来形管理

直接測定による出来形測定結果が確認できるよう撮影記録を行い、適正に管理を行うものとする。

(ウ) 品質管理

工種	試験項目	試験方法	規格値	測定基準
地盤改良工 (矢板前面)	一軸圧縮強度	JGS1431-2012 JIS A 1216	100kN/m ² 以上	中心部と端部の 3 カ所で測定する。
地盤改良工 (堤脚水路ボックスカルバート)			250kN/m ² 以上	

3 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

対象工種	対象工法	配合設計段階 検体数	施工後段階 検体数	備考
地盤改良工 (矢板前面)	表層混合処理工法	1 検体	1 検体	
地盤改良工 (堤脚水路)	表層混合処理工法	1 検体	1 検体	

4 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１） 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２） 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３） 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４） 写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５） 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

5 工事現場等における遠隔確認について

（１） 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事であ

る。

- (2) 遠隔確認の活用は、別紙－４の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb 会議システムは、Microsoft Teamsである。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第12章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第30条によるものとする。ただし、異常出水については、本工事仮締切計画流量は60.4m³/sと想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により損害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者で協議によって定めるものとする。

第13章 情報化施工技術の活用について

1 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工、法覆護岸工、地盤改良工及び堤防整備工に関する起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

2 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨を監督職員に報告するものとする。

3 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するにあたり使用する機器ソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4 貸与資料

基本設計データ及び3次元データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。

この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し、貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
(1)	平成29年度 大戸川頭首工実施設計業務	
(2)	平成30年度 大戸川頭首工実施設計（その2）業務	
(3)	令和5年度 大戸川頭首工旧堰撤去仮締切計画検討業務	
(4)	令和5年度 大戸川頭首工旧堰撤去施工計画検討業務	
(5)	図面のCADデータ	

5 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

6 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基

づき提出しなければならない。

7 情報化施工技術の活用による費用

- (1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第14章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に関する主な事項は、次のとおりである。

- 1 土質状況等により構造及び工法を変更した場合
- 2 転石の出現
- 3 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
- 4 現場状況、気象状況等により構造及び工法を変更する必要が生じた場合
- 5 工事に支障となる立木等の伐採・処理を指示した場合
- 6 河床高が図面と現地で異なる場合
- 7 歩掛調査等を監督職員が指示した場合
- 8 関係機関や第三者との協議結果により施工計画等に変更が生じた場合
- 9 設計変更に必要な調査、測量、設計、図面作成を監督職員が指示した場合
- 10 仮締切材の整備費が必要になった場合
- 11 その他両者協議の上、必要と認めた場合

第15章 その他

1 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

- (ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- (ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は、類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

ア 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- (ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

- (イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- (ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- (オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
- (カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

ア 発注者はVE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

カ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しない。

キ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記カのVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

受注者のVE提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければな

らない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R または DVD-R）正副 2 部
- ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

4 主任技術者の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は管理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は管理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は管理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員等が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員等が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係か職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

- (5) 建設コンサルタントの出席
上記6(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。
なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。
- (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿(共通仕様書 様式-42)に記録し、相互に確認するものとする。

7 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}※$$

※補正係数：1.2

8 現場環境の改善の試行

- (1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式(洋風)便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備

(カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等

安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

10 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の定時を求め確認を行うものとする。
- オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記アに示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
法面工		1.01
排水構造物工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01

1.1 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

1.2 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職

- 員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
 - (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
 - (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
 - (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

1.3 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1.4 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

1.5 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

1.6 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙-5「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

1.7 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務）所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名または長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第16章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－ 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 掘削工				
掘削	表土	m ³	95	
掘削	堤防部	m ³	1,500	
土砂等運搬	掘削土(堤防部), 施工場所～仮置場(左岸)	m ³	1,500	
床掘り		式	1	
土砂等運搬	掘削土(床掘部), 施工場所～仮置場(左岸)	m ³	790	
(2) 盛土工	埋戻			
積込(ルーズ)	流用土	m ³	1,200	
土砂等運搬	流用土、仮置場(左岸)～施工場所	m ³	1,200	
積込(ルーズ)	流用割栗石	m ³	43	
土砂等運搬	流用割栗石, 仮置場(金沢中野揚水機場)～施工場所	m ³	43	
路体(築堤)盛土・埋戻	堤防部(流用土)、 $4.0 \leq B$	m ³	350	
路体(築堤)盛土・埋戻	河床部(流用土)、 $4.0 \leq B$	m ³	710	
埋戻	河床部(割栗石)	式	1	
(3) 盛土工	堤体盛土			
積込(ルーズ)	流用土	m ³	1,300	
土砂等運搬	流用土、仮置場(左岸)～施工場所	m ³	1,300	
流用土盛土	堤防部(流用土)、 $B < 1.0\text{m}$	m ³	57	
流用土盛土	堤防部(流用土)、 $1.0 \leq B < 2.5\text{m}$	m ³	95	
路体(築堤)盛土・埋戻	堤防部(流用土)、 $2.5 \leq B < 4.0\text{m}$	m ³	220	
路体(築堤)盛土・埋戻	堤防部(流用土)、 $4.0\text{m} \leq B$	m ³	830	
(4) 整形仕上げ工				
法面整形	切土	m ²	360	
法面整形	盛土・川表	m ²	970	
法面整形	盛土・川裏	m ²	380	
(5) 作業残土処理工				
土砂等運搬	掘削土(表土), 施工場所～建設発生土受入地	m ³	95	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
作業残土処理	掘削土（表土）	m ³	95	
整地		m ³	95	
2. 撤去工				
(1) 旧堰撤去工				
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物	m ³	477	
殻運搬	鉄筋構造物	m ³	477	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	鉄筋構造物	m ³	477	
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	m ³	29	
既設護床工（上流）撤去	無筋構造物	m ³	15	
殻運搬	無筋構造物	m ³	44	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋構造物	m ³	44	
取水ゲート撤去運搬	B2. 6m×H1. 3m, 1. 705t/門, 場内運搬集積込	門	1	
油圧シリンダー撤去運搬	1. 543t/本、場内運搬集積込	本	2	
ガス切断	既設鋼矢板、8～12mm	m	28	
(2) 旧管理室機械設備撤去工				
ユニットパネル撤去		基	1	
オイルタンク撤去		基	1	
パワーユニット撤去		基	1	
手動操作盤撤去		基	1	
操作盤撤去		基	1	
3. 地盤改良工				
(1) 安定処理工				
安定処理	矢板護岸前面	m ²	15	
安定処理	堤脚水路ボックスカルバート	m ²	109	
4. 矢板護岸工				
(1) 矢板工（ハーフロンマ）				
鋼矢板（自立式矢板Aタイプ）	ハット型鋼矢板、SP-25H、L=10m（購入品）	枚	5	
鋼矢板（自立式矢板Aタイプ）	ハット型鋼矢板、SP-25H、L=10m（支給材料）	枚	5	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鋼矢板（自立式矢板Bタイプ）	ハット型鋼矢板、SP-10H、L=8.0m（支給材料）	枚	10	
鋼矢板（自立式矢板Bタイプ）	ハット型鋼矢板、SP-10H、L=9.0m（支給材料）	枚	8	
ガス切断	ハット型鋼矢板、SP-10H、L=9.0m（支給材料）	m	42	
鋼矢板（法止め基礎工）	ハット型鋼矢板、SP-10H、L=2.25m（支給材料）	枚	62	
コンクリート	法止め基礎工（現場打ち）、18-8-40BB	m ³	17	
型枠	一般型枠	式	1	
コンクリート	調整コンクリート、18-8-25BB	m ³	1.6	
(2)笠コンクリート工				
コンクリート	10H型、中詰・型枠込、21-8-25BB	m	16	
コンクリート	25H型、中詰・型枠込、21-8-25BB	m	9	
(3)根固めブロック工				
消波根固めブロック据付	2t級	個	36	
吸出し防止材（全面）設置		m ²	81	
(4)小口止め工	護岸取合部			
コンクリート	小口止め工、18-8-40BB	m ³	2.7	
型枠	小口止め工	式	1	
コンクリート削孔		孔	26	
アンカー	樹脂カプセル	本	26	
鉄筋	SD345, D13	ton	0.017	
5. 法覆護岸工				
(1)大型コンクリートブロック工				
連節ブロック張	景観配慮型350kg/m ² 級、連結金具φ9	m ²	663	
吸出し防止材（全面）設置		m ²	663	
コンクリート	小口止め、18-8-40BB	m ³	5.0	
型枠	小口止め	式	1	
コンクリート	端部止め、18-8-40BB	m ³	0.2	
型枠	端部止め	式	1	
6. 堤防整備工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1) 砂利舗装工				
敷砂利	左岸、クワッチャレン、C-40、t=10cm	m ²	293	
敷砂利	右岸、クワッチャレン、C-40、t=10cm	m ²	271	
(2) 植生工				
芝付	左岸、野芝・高麗芝（全面張）	m ²	540	
芝付	右岸、野芝・高麗芝（全面張）	m ²	480	
種子散布	左岸	m ²	470	
種子散布	右岸	m ²	300	
7. 場内整備工				
(1) 安全施設工				
単管防護柵撤去		m	62	
単管防護柵撤去（撤去後運搬）		式	1	
防護柵設置（転落防止柵）	ヒール式・パネル式	m	99	
(2) 階段工				
平ブロック張	ステップブロック	m ²	7	
プレキャスト基礎ブロック	法留ブロック	m	2	
基礎砕石	t=10cm、RC-40、	m ²	1.6	
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック	階段横帯ブロック（L=2.0m）	m	4	
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック	階段横帯ブロック（L=1.0m）	m	2	
裏込砕石	階段横帯ブロック、RC-40	m ³	0.2	
プレキャスト基礎ブロック	天端帯工ブロック	m	2	
コンクリート	調整コンクリート、18-8-25BB	m ³	0.1	
コンクリート	現場打ちコンクリート、18-8-25BB	m ³	0.2	
型枠		式	1	
(3) 柵工（侵入防止柵）				
侵入防止柵（標準タイプ）設置		m	28	
基礎ブロック設置（侵入防止柵（標準タイプ））		個	20	
侵入防止柵（開閉タイプ）設置		基	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
基礎ブロック設置 (侵入防止柵 (開閉タイプ))		個	2	
基礎砕石	t=10cm、RC-40	m ²	2.2	
(4)柵工 (門扉)				
門扉設置		基	1	
コンクリート	18-8-40BB	m ³	0.5	
型枠		式	1	
基礎砕石	t=10cm、RC-40	m ²	1.7	
(5)既設構造物撤去工				
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 (既設大型フレーム、床版橋、既設柵)	m ³	22	
殻運搬	無筋構造物	m ³	22	
殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	無筋構造物	m ³	22	
既設水路撤去		m	9.8	
(6)暗渠工	堤脚水路			
ボックスカルバート	B1000×H1200mm	m	36.3	
(7)土工	暗渠工			
床掘り		式	1	
土砂等運搬	掘削土 (床掘), 施工場所~仮置場(左岸)	m ³	68	
土砂等運搬	掘削土 (床掘), 仮置場(左岸)~施工場所	m ³	200	
積込 (ルーズ)		m ³	200	
埋戻		式	1	
基面整正		m ²	53	
(8)接続柵据付工	5号接続柵			
組立箱型マンホール設置工	1800×1800×H1200mm、基礎ブロック	基	1	
組立箱型マンホール設置工	1800×1800×H1500mm、頂版ブロック	基	1	
組立型マンホール設置工	マンホール蓋φ900、調整金具H=45mm	基	1	
基礎砕石	t=15cm、RC-40	m ²	0.8	
コンクリート	18-8-40BB	m ³	0.3	
型枠		式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(9)舗装工				
敷砂利	クワッシュラン, C-40、t=10cm	m ²	198	
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン13、t=30mm	m ²	2,523	
(10)用地境界杭				
境界杭	13×13×90 農林水産省文字入り	本	17	
8. 農地復旧工				
(1)水田復旧工				
耕起復旧		m ²	17,272	
9. 仮設工				
(1)仮設道路工(県道進入口)				
敷鉄板	t=22mm, 県道進入口(待避所)	m ²	328	
敷鉄板	t=22mm, 県道進入口(隅切部)	m ²	145	
敷鉄板	t=22mm, 県道進入路(区間A)	m ²	232	
敷鉄板	t=22mm, 県道進入路(区間B)	m ²	567	
(2)仮設道路工(工事用道路(左岸))				
敷鉄板	t=22mm、工事用道路(左岸)	m ²	793	
敷鉄板	t=22mm、仮設堤防取付坂路	m ²	133	
積込(ルーズ)		m ³	47	
土砂等運搬	流用土、仮置場(左岸)～施工場所	m ³	47	
盛土	工事用道路(左岸)造成	m ³	42	
掘削	工事用道路(左岸)撤去	m ³	42	
(3)仮設道路工(工事用道路(右岸))				
敷鉄板	t=22mm、工事用道路(右岸)	m ²	457	
敷鉄板	t=22mm、工事用道路(右岸仮設ヤード内)	m ²	509	
(4)クレーン組立ヤード				
土工用マット設置・撤去		m ²	549	
敷鉄板	t=22mm、クレーン組立ヤード	m ²	500	
土工用マット(運搬)		m ³	1.8	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土工用マット (処分)		ton	0.06	
(5)引き堤				
積込 (ルーズ)		m ³	610	
土砂等運搬	流用土, 仮置場(右岸)～施工場所	m ³	610	
路体 (築堤) 盛土・埋戻	流用土	m ³	550	
法面整形		m ²	250	
掘削	盛土部	m ³	550	
敷鉄板	t=22mm、水路養生	m ²	120	
(6)クレーン足場盛土				
積込 (ルーズ)		m ³	1,400	
土砂等運搬	流用土, 仮置場(右岸)～施工場所	m ³	1,400	
路体 (築堤) 盛土・埋戻	流用土	m ³	1,300	
掘削	盛土部	m ³	760	
敷鉄板	t=22mm、クレーン足場、河川内進入路	m ²	1,287	
(7)仮締切工				
鋼矢板	ハ ^ス イ ^ブ ロ ^ハ ン ^マ (クローラークレーン120t)、普通鋼矢板IV型、L=11m	枚	84	
鋼矢板引抜	油圧引抜(クローラークレーン120t)、普通鋼矢板IV型、L=11m	枚	84	
積込 (ルーズ)		m ³	590	
土砂等運搬	大型土のう (支給材料)、仮置場 (右岸)～施工場所	m ³	590	
大型土のう	仮護岸撤去	袋	45	
大型土のう	仮護岸撤去 (再利用分)	袋	18	
大型土のう	設置	袋	612	
大型土のう	撤去、クローラークレーン120t	袋	612	
遮水シート	ブルーシート#2000	m ²	408	
運搬費 (大型土のう袋処分)		m ³	10	
処分費 (廃ブラ)		ton	2.01	
(8)袋詰め玉石撤去工				
袋詰め玉石撤去 (左岸)	2t/袋	袋	40	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(9)排水処理工				
排水ポンプ（仮設）	6以上～30未満、常時排水	箇所	1	
(10)現場内除雪工				
現場内除雪	工事用道路	m ³	8,355	
(11)仮排水工				
床掘り		式	1	
埋戻		式	1	
暗渠排水管	高密度ポリエチレン管（φ400）設置・撤去	m	52	
床掘り		式	1	
埋戻		式	1	
(12)仮設ヤード復旧工	（右岸）			
掘削		m ³	2,100	
土工用マット設置・撤去		m ²	6,742	
土工用マット（処分）		ton	0.71	
(13)仮設ヤード復旧工	（左岸）			
掘削		m ³	3,300	
土工用マット設置・撤去		m ²	10,530	
土工用マット（処分）		ton	1.11	
(14)作業残土処理工				
土砂等運搬	流用土、仮置場（右岸）～処分場	m ³	3,000	
土砂等運搬	流用土、仮置場（左岸）～処分場	m ³	5,200	
作業残土処理	流用土	m ³	8,200	
整地		m ³	8,200	
積込（ルーズ）	蛭野・角間川地区かんがい排水工事へ	m ³	2,000	
(15)安全費				
交通誘導員	右岸側、市道黒川田ノ植線	人	72	
交通誘導員	左岸側、主要地方道横手大森大内線	人	110	
10. その他				

工 事 数 量 表

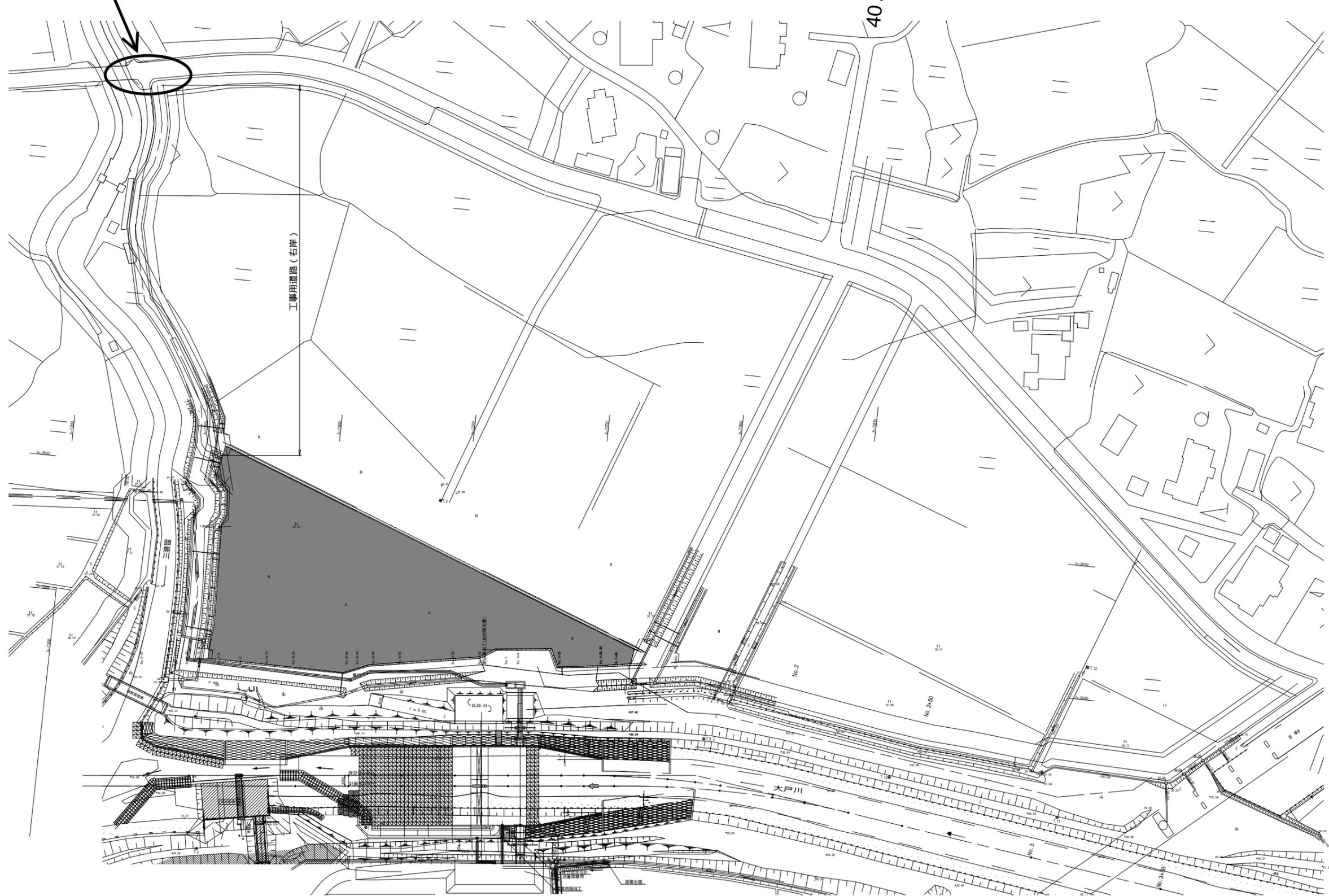
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)事業損失防止施設費				
濁水処理施設管理		式	1	
濁水処理施設設置・撤去		式	1	
無機凝集剤	ポリ塩化アルミニウム (PAC)	kg	3,005	
高分子凝集剤	アニオン・ノニオン	kg	38	
(2)運搬費				
重建設機械分解・組立・輸送	クローラークレーン120t、基地～現場	式	1	
重建設機械分解・組立・輸送	クローラークレーン50t、基地～現場	式	1	
仮設材輸送	敷鉄板 (t=22mm)、基地～現場	式	1	
仮設材輸送	鋼矢板 (IV型)、基地～現場	式	1	
仮設材輸送	ハット型鋼矢板(支給材料), 仮置場(右岸)～仮置場(左岸)	式	1	
(3)技術管理費				
試料採取	室内CBR試験	箇所	3	
室内CBR試験	締め固めた土、設計CBR 2 モールド/試料	試料	3	
1 1. 一括計上価格				
(1)六価クロム溶出試験				
六価クロム溶出試験		検体	4	
(2)水質分析				
水質分析	水素イオン濃度 (pH)	検体	13	
水質分析	浮遊物質量 (SS)	検体	13	
(3)旧操作室建屋撤去工				
旧操作室建屋撤去工		式	1	

交通誘導警備員配置場所
市道黒川田ノ植線（工事用道路（右岸）入口）

工事用地図（1/3）

S=1:750

40.7



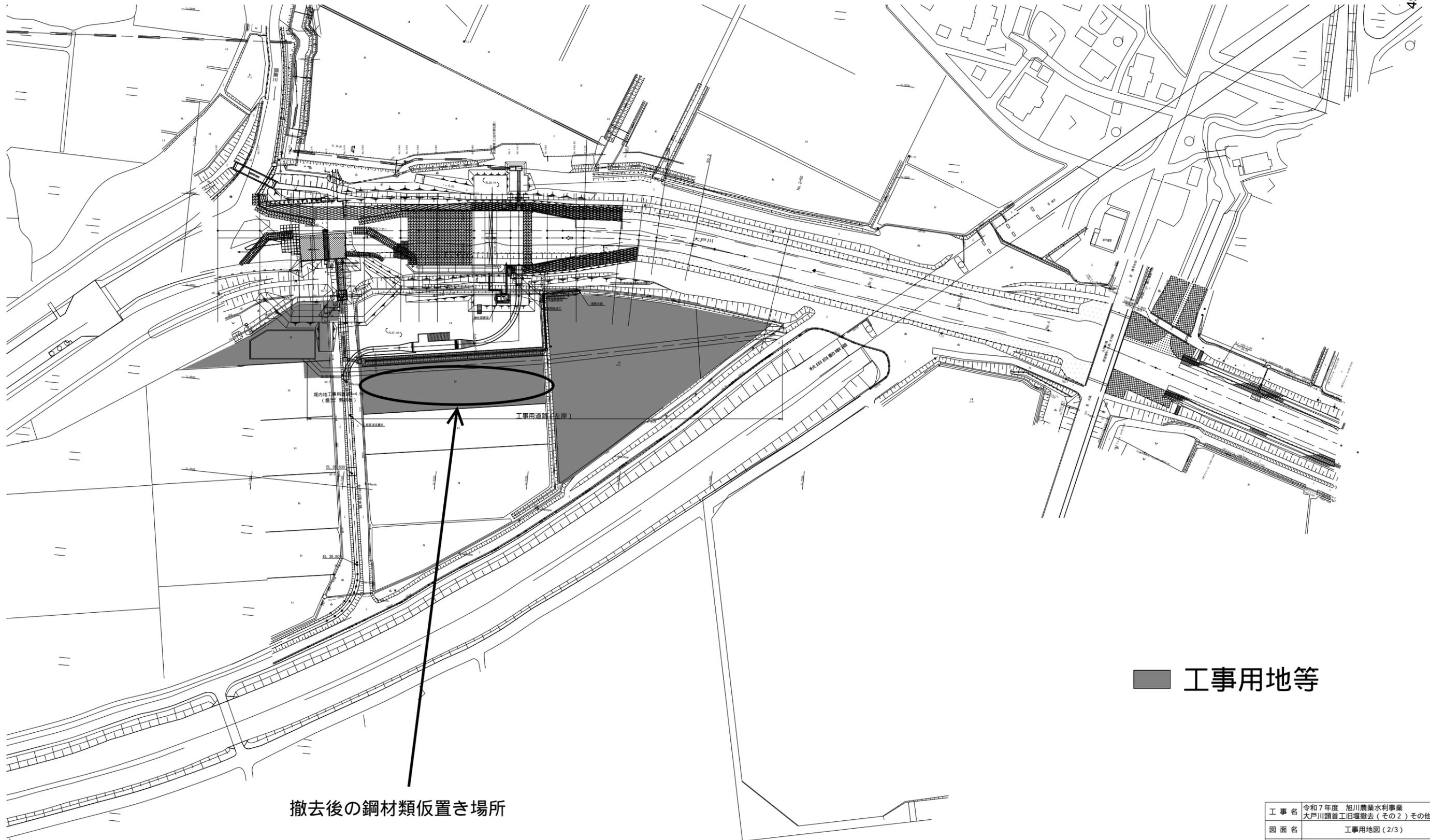
■ 工事用地等

工事名	令和7年度 旭川農業水利事業 大戸川頭首工旧堰撤去（その2）その他工事	
図面名	工事用地図（1/3）	
作成年月日		
縮尺	図示	図面番号
会社名		
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所	

工事用地図 (2/3) S=1:1000



49.5



撤去後の鋼材類仮置き場所

■ 工事用地等

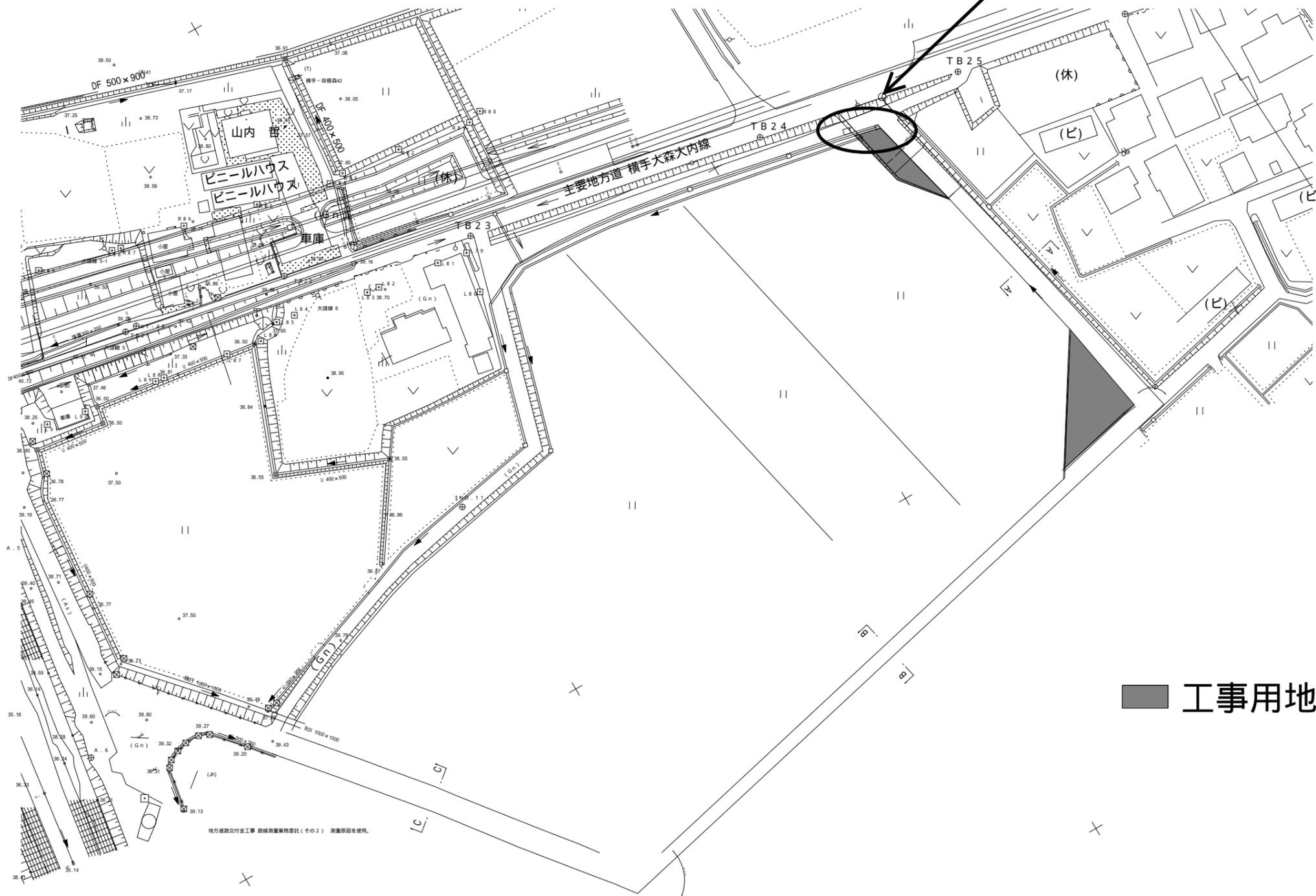
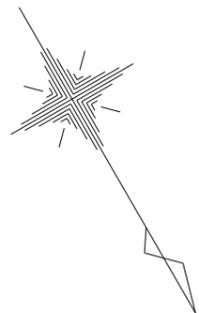
工事名	令和7年度 旭川農業水利事業 大戸川頭首工旧堰撤去(その2)その他工事		
図面名	工事用地図(2/3)		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

工事用地図(3/3)

平面図

S=1:600

交通誘導警備員配置場所
主要地方道横手大森大内線(県道進入口地点)



■ 工事用地等

地方道路交付金工事 路線測量業務委託(その2) 測量原図を使用。

工事名	令和7年度 旭川農業水利事業 大戸川頭首旧堰撤去(その2)その他工事		
図面名	工事用地図(3/3)		
作成年月日			
縮尺	S=1:600	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 旭川農業水利事業所		

別紙－3

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

(1) 適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

(2) 機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用には、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－1のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－1 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合 ：公募に係る掲示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合 ：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能ないように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

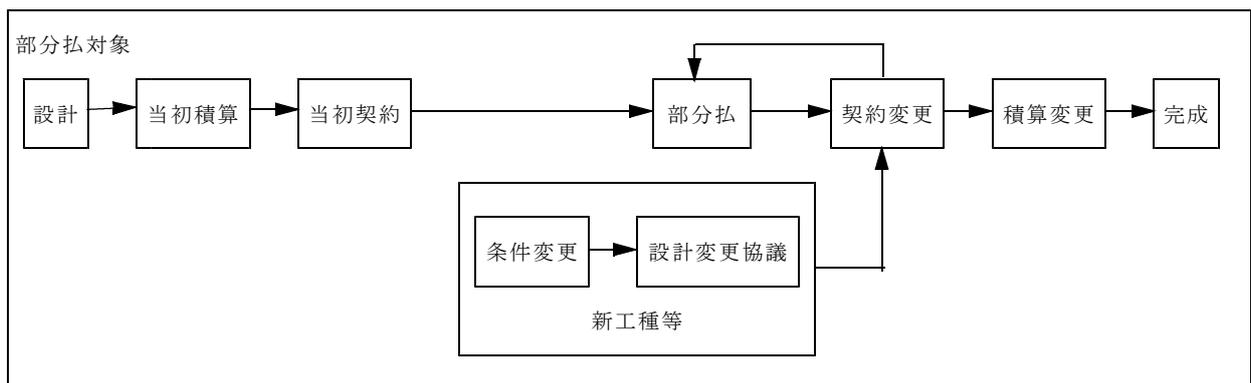
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の「 」内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙2（4割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥

（工事請負契約書第35条第4項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座名義		

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥

(工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

1. 請 負 代 金 額 ¥

2. 前 払 金 請 求 額 ¥

3. 受 領 済 前 払 金 額 ¥

4. 未 受 領 前 払 金 額 ¥

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座 名 義		

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請 負 代 金 額 ¥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

令和7年度 旭川農業水利事業

大戸川頭首工旧堰撤去（その2）その他工事

図 面 目 録 (1/2)

図 面 番 号	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	旧堰撤去計画平面図（左岸側施工）	1	
3	大戸川計画縦断図	1	
4 - 1 / 4	計画横断図（1/4）	1	
4 - 2 / 4	計画横断図（2/4）	1	
4 - 3 / 4	計画横断図（3/4）	1	
4 - 4 / 4	計画横断図（4/4）	1	
5 - 1 / 5	旧堰撤去計画図（1/5）	1	
5 - 2 / 5	旧堰撤去計画図（2/5）	1	
5 - 3 / 5	旧堰撤去計画図（3/5）	1	
5 - 4 / 5	旧堰撤去計画図（4/5）	1	
5 - 5 / 5	旧堰撤去計画図（5/5）	1	
6 - 1 / 2	左岸護岸工構造図（1/2）	1	
6 - 2 / 2	左岸護岸工構造図（2/2）	1	
7 - 1 / 2	左岸下流連節ブロック展開図（1/2）	1	
7 - 2 / 2	左岸下流連節ブロック展開図（2/2）	1	
8	左岸下流 小口止め工詳細図	1	
9	大戸川堤防標準図	1	
10 - 1 / 3	堤防整備工平面図（1/3）	1	
10 - 2 / 3	堤防整備工平面図（2/3）	1	
10 - 3 / 3	堤防整備工平面図（3/3）	1	
11	安全施設平面配置図	1	
12	転落防止柵計画図	1	
13	管理用階段工構造図	1	
14	侵入防止柵標準図	1	
15	アルミ製門扉標準図	1	
16	現況施設撤去図	1	
17	地盤改良計画図	1	
18	堤脚水路 計画平面図	1	
19 - 1 / 3	堤脚水路縦断図（1/3）	1	
19 - 2 / 3	堤脚水路縦断図（2/3）	1	
19 - 3 / 3	堤脚水路縦断図（3/3）	1	
20	堤脚水路横断図	1	
	小 計	33	

